

指定訪問介護事業所尚和寮運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野市社会事業協会（以下「協会」という。）が設置する指定訪問介護事業所尚和寮（以下「尚和寮」という。）が実施する訪問介護事業（以下「訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために、運営管理等について必要な事項を定め、要介護状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 尚和寮の職員は、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他生活全般にわたる支援を行い、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、利用者の立場に立った訪問介護を提供するものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

3 訪問介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(尚和寮の名称及び所在地)

第3条 尚和寮の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	尚和寮
所在地	長野市松代町東条 94 番地 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 寮 長(管理者)

- ア 施設の管理、職務全般の総括及び職員の指揮監督に関すること。
- イ 事業計画、予算に関すること。
- ウ 関係機関への報告及び連絡に関すること。

(2) 次 長 (理事長が必要と認めるときは、置くことができる。)

- ア 寮長の職務を補佐し、所管の事務を掌理する。
- イ 所属職員を指揮監督するとともに、業務の調整に関すること。

(3) 主 任 (理事長が必要と認めるときは、置くことができる。)

業務の総括及び職員間の連絡調整に関すること。

(4) サービス提供責任者 1人以上

訪問介護計画の作成、利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、及びサービス内容の管理に関すること。

(5) 訪問介護員 2人以上
訪問介護サービスの提供に関する事。

(6) 書記 1人以上
他の職員の職務に属さない事務に関する事。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第6条 尚和寮が利用者に提供する訪問介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 身体介護

ア 排泄介助は、トイレ又はポータブルトイレを利用し、おむつ交換及び誘導見守り等は、適切な方法により行う。

イ 食事介助は、利用者の心身の状況に応じ、清潔保持、誤飲兆候の観察、嚥下困難者の介助、見守り、摂食介助、服薬介助等を適切な方法により行う。

ウ 清拭、入浴、身体整容は、利用者の心身の状況に応じ、全身清拭、入浴、洗面、身体整容、更衣介助等を適切な方法により行う。

エ 体位変換、移動・移乗介助、通院・外出介助は、適切な技術及び方法により行う。

オ 起床及び就寝介助は、日常生活の日課に沿って、声かけ、移動、気分の確認等により行う。

カ 服薬介助は、薬の準備、服薬援助、確認等により行う。

キ 自立生活支援のための見守りの支援は、移動時、転倒しないように側について歩く等、日常生活上において声かけ、見守り支援等により行う。

(2) 生活援助

ア 健康チェック及び環境整備は、利用者の安否確認、顔色等のチェック及び室内の換気等により行う。

イ 掃除は、衛生を保持するため居室内の掃除を行う。

ウ 洗濯は、清潔保持のため衣類、寝具等の洗濯を行う。

エ ベッドメイクは、シーツ及び布団カバー等の交換を行う。

オ 衣類の整理・被服の補修は、四季に応じた衣類の入れ替え及びボタン付け等により行う。

カ 一般的な調理、配下膳は、配膳、後片付け及び調理の支援により行う。

キ 買い物・薬の受け取りは、日用品等の買い物及び薬の受け取りについて行う。

(感染症対策)

第7条 事業所は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(非常災害対策)

第8条 防火管理者は、所轄消防署、地域住民と連絡をとり、毎年定期的に避難、誘導、通報、消火等に関する訓練を、地域住民の参加が得られるよう連携を取りながら実施するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第9条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に基づき必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行う。

(利用者から受領する利用料)

第10条 利用者から受領する利用料の額は、介護報酬の告示の額とし、法定代理受領サービスに該当する訪問介護サービスを提供したときは、利用料として介護報酬額の利用者負担額の割合額とする。

(通常の実業の実施地域)

第11条 通常の実業の実施地域は、長野市松代町東条地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 訪問介護を実施中に、利用者の病状が急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに寮長に報告し、主治医に連絡する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第13条 利用者等からの苦情は、協会苦情解決に関する規程に基づいて解決するものとする。

(虐待等の防止及び禁止)

第14条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その

結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第15条 事業所は利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その時の状況、日時、利用者の心身の状況及び理由その他必要な事項を記録するものとする。

（職場におけるハラスメントの防止）

第16条 事業所は、性的又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要な範囲を超えるものにより、職員の就業環境が害されることがないように、法人の指針に基づき必要な措置を講ずる。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 尚和寮は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。退職した後も同様とする。

3 尚和寮は、見やすい場所に運営規程、職員の勤務体制、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。ただし、重要事項を記した書類を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できる状況にある場合は、掲示に代えることが出来る。

4 尚和寮は、職員、設備、備品及び会計に関する書類を整備するものとする。

5 尚和寮は、利用者に対するサービスの提供に関する書類を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

6 尚和寮は、提供するサービスの質の評価を行い、その改善に努めるものとする。

（委任）

第18条 この規程に定めるもののほか運営管理について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。